

## 誓約書

令和 年 月 日

広島市長様  
(都市整備局技術管理課)

住所  
氏名  
(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領の趣旨に賛同し、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 広島市発注工事の請負業者(下請負がある場合は、元請業者)(以下「請負者」という。)又は広島市職員からの求めに応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3に規定されている産業廃棄物管理票のほか、汚泥が確実に再資源化されていることを裏付けることのできるものとして、技術管理課と協議して定める別紙様式による過去3か月分の実績報告書を提出すること。ただし、汚泥を排出する工期が3か月を超えるときは、当該実績報告書を3か月毎に提出すること。
- 2 汚泥の発生から再資源化が終了するまでの一連の処理について、請負者又は広島市職員が、汚泥の処理が適正に行われていることを確認するために必要な範囲において写真撮影を行うことを了承すること。
- 3 前号の写真撮影のため、請負者又は広島市職員が、再資源化施設等の敷地内に立ち入る必要が生じたときは、請負者又は広島市職員の求めに応じ、当該施設の管理・運営の支障にならない範囲で敷地内に立ち入ることを認めること。
- 4 再資源化後の資材、原材料又は製品を第三者に有償で売却し、かつ、再資源化施設にこれらのもの又は汚泥が滞ることのないようにすること。
- 5 当方が管理する再資源化施設において、万一、事故又は紛争等が発生した場合、当事者間でこれらの問題を解決するものとし、広島市に迷惑は一切かけないこと。
- 6 法令及びこの要領の規定を遵守すること。

(第5条第4号)

見本(受入処理施設から海上輸送で汚泥(セメント原料)を再資源化施設が受け入れる場合用)

## 誓約書

令和 年 月 日

広島市長様  
(都市整備局技術管理課)

届出者(受入処理施設)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

届出者(再資源化施設)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領の趣旨に賛同し、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 広島市発注工事の請負業者(下請負がある場合は、元請業者)(以下「請負者」という。)又は広島市職員からの求めに応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3に規定されている産業廃棄物管理票のほか、汚泥が確実に再資源化されていることを裏付けることのできるものとして、請負者から受け入れた汚泥を受入処理施設から再資源化施設に輸送する際の計量票の写しを付して提出すること。
- 2 汚泥の発生から再資源化が終了するまでの一連の処理について、請負者又は広島市職員が、汚泥の処理が適正に行われていることを確認するために必要な範囲において写真撮影を行うことを了承すること。
- 3 前号の写真撮影のため、請負者又は広島市職員が、再資源化施設等の敷地内に立ち入る必要が生じたときは、請負者又は広島市職員の求めに応じ、当該施設の管理・運営の支障にならない範囲で敷地内に立ち入ることを認めること。
- 4 再資源化後の資材、原材料又は製品を第三者に有償で売却し、かつ、再資源化施設にこれらのもの又は汚泥が滞ることのないようにすること。
- 5 当方が管理する再資源化施設において、万一、事故又は紛争等が発生した場合、当事者間でこれらの問題を解決するものとし、広島市に迷惑は一切かけないこと。
- 6 法令及びこの要領の規定を遵守すること。